

生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導結果

食肉を取り扱う施設(消費者に直接販売・提供する施設)

1. 立入りを行った施設数

※通知文、パンフレット配布等のみの施設も計上します。

557 施設

2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数(実数)

※通知文、パンフレット配布等のみの施設は計上しません。

24 施設

3. 2において指導した内容(延べ数) ※(a)～(h)の合計は、指導した施設数(実数)にはなりません。

- (a) 牛の筋肉について、生食用食肉の規格基準に適合したものを販売、提供すること
- (b) 馬の肝臓又は肉について、衛生基準(平成10年9月11日付け生衛発第1358号)に基づいた取扱を行うこと
- (c) 生食用としての販売・提供を中止すること
- (d) 加熱不十分な食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること
- (e) 加熱不十分な食肉について、販売・提供を中止すること
- (f) 加工時、調理時の衛生的な取扱い、他の食材への交差汚染の防止(器具の使い分け、消毒、手洗い等)を行うこと
- (g) 一般消費者への販売・提供後に十分な加熱や器具の使い分けをすること等の情報提供を行うこと
(例 食肉販売店、客席にコンロ等の加熱設備がある飲食店)
- (h) その他の指導

1 施設
9 施設
2 施設
13 施設
5 施設
16 施設
4 施設
0 施設

4. 2の指導をした施設数(提供畜種・部位・方法別)(延べ数)

鶏

提供方法	提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	砂囊	その他の部位
生食用として販売・提供		6	0	0	0	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		5	0	0	2	2	0	0

牛

提供方法	提供部位	筋肉 ※	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃・腸	その他の部位
生食用として販売・提供		0	0	0	0	0	0	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		2	0	0	2	1	0	0	1	0

※ 規格基準に適合した生食用食肉(牛の食肉)を除く

豚

提供方法	提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃・腸	その他の部位
生食用として販売・提供		0	0	0	0	0	0	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		1	2	0	0	0	1	0	0	0

馬

提供方法	提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	脂肪	肝臓	舌	その他の部位
生食用として販売・提供		10	0	0	0	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		0	0	0	0	0	0	0

めん羊・山羊

提供方法	提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供		0	0	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		0	0	0	0	0

イノシシ

提供方法	提供部位	筋肉	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供		0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		0	0	0

シカ

提供方法	提供部位	筋肉	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供		0	0	0
不十分な加熱で販売・提供		0	0	0